

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 市民課
委託業務番号	令和6年度 長市民第4号
委託業務名称	戸籍入力業務委託
委託業務場所	滋賀県長浜市八幡東町632番地
業務の概要	戸籍の入力事務を外部委託することにより、戸籍の事務処理を適正かつ迅速に行う。
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	1, 774, 080円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号 [商号又は名称] 富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店
契約相手方の選定理由	本市の戸籍総合システムは、富士フィルムシステムサービス株式会社のクラウドを利用していることから、同システムを開発し各種情報を有している同社と契約する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものを)をするとき。</p> <p>○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>